**平成２６年（再ロ）第４６号**

大阪市東成区中本３丁目17番６－310号

再生債務者　枡田　直也

1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成27年２月17日から平成27年３月３日まで

大阪地方裁判所第６民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２６年（再ロ）第１０００４号**

長崎県長崎市花丘町10番７－305号

再生債務者　中島　恭子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年１月23日まで

平成27年１月８日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２６年（再ロ）第７号**

熊本市北区龍田４丁目27番24号

再生債務者　天辰　政彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年１月23日まで

平成27年１月９日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（再ロ）第２号**

岩手県胆沢郡金ケ崎町六原伊吹111番地

再生債務者　千田　陽子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年１月28日まで

平成27年１月８日　盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（再ロ）第１号**

栃木県足利市百頭町2315番地１

再生債務者　ホセインエムデイムクタル

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年１月29日まで

平成27年１月８日

宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２６年（再ロ）第２号**

富山県滑川市二ツ破19番地10

再生債務者　堤谷　康博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年１月30日まで

平成27年１月９日　富山地方裁判所

**平成２６年（再ロ）第６号**

兵庫県加古川市野口町長砂650番地の１アメニティ長砂301号

再生債務者　平井　軒至

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年２月５日まで

平成27年１月８日　神戸地方裁判所姫路支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２６年（再ロ）第１００３４号**

東京都足立区西新井本町４－13－23－202

再生債務者　武田　明人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月８日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（再ロ）第２号**

鳥取県倉吉市生田902番地８

再生債務者　田中　徳子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月９日　鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２６年（再ロ）第２号**

佐賀県杵島郡大町町大字大町1240番地７－１－１

再生債務者　筒井　　淳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月９日　佐賀地方裁判所武雄支部

## 外国倒産処理手続の承認の取消し

**平成２６年（承）第１号**

南アフリカ共和国　ケープタウン，タンボエルスクルーフ，100番　ニューチャーチストリート

債務者　テラフィックス　スードアフリカ（プロピリエタリー）リミテッド

同承認管財人（外国管財人）　セオドア・ウィルヘルム・ファン・デン・ヒーバー

同承認管財人（外国管財人）　サデック・ズアン・アーメッド

1　主文　外国倒産処理手続の承認を取り消す。

2　理由の要旨　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律56条１項２号に定める事由がある。

平成27年１月８日

東京地方裁判所民事第８部

# 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年一月三十日までに予定しておりますが。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年一月十三日

掲載頁　三十五頁（号外第六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年一月二十日

埼玉県春日部市中央一丁目二番地八

（甲）株式会社D&K

代表取締役　大黒　豊

埼玉県熊谷市桜木町一丁目九四番地

（乙）有限会社S&Sコーポレーション

代表取締役　須賀　悟

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、本合併の当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第一六二号）

平成二十七年一月二十日

東京都中央区新川一丁目二四番一号

（甲）トレックス・セミコンダクター株式会社　代表取締役　藤阪　知之

東京都中央区新川一丁目二四番一号

（乙）株式会社デイーブイイー　代表取締役　木村　浩

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲および乙とも会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十七年二月十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.n-interlife.co.jp

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年一月二十日

東京都台東区柳橋一丁目一三番三号

（甲）株式会社システムエンジニアリング　代表取締役　野下　盛治

東京都台東区柳橋一丁目一三番三号

（乙）有限会社マネジメントリサーチ　取締役　伊藤　昌芳